

運営規定  
重要事項説明書  
兼  
利用契約書

社会福祉法人あんず鍋島  
訪問看護ステーションにじいろ





# 訪問看護ステーション にじいろ

## 訪問看護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人あんず鍋島が開設する訪問看護ステーションにじいろ（以下「ステーション」という）が行なう訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為に人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認められた利用者に対し、適切な訪問看護を提供する事を目的とした。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。  
事業の実施にあたっては、相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人あんず鍋島 訪問看護ステーション にじいろ
- (2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 583-1

### (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるように総括する。
- (2) 職員 看護師 5名（常勤職員3名、非常勤職員2名）  
訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

### (営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日： 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間： 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

### (訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供は次の通りとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族から訪問看護ステーションにじいろに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるとして指導する。

第7条 主治医の指示に基づく診療の補助又は療養上の世話である訪問看護の活動内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 精神的支援
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 褥創の予防と処置
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 食事及び排泄などの日常生活の世話
- (9) 服薬管理・援助
- (10) 療養生活指導
- (11) 家族等への介護指導
- (12) 医療や保健・福祉・介護との連携
- (13) 相談支援事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・ヘルパーステーションとの連携
- (14) その他医師の指示による医療処置

### (実施地域)

第8条 佐賀市・多久市・神埼市・小城市・吉野ヶ里町の区域とする。

### (緊急時における対応方法)

第9条 緊急時の対応は以下のとおりとする

- (1) 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と連携し、適切な処置を行う事とする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- (2) 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### (秘密の保持と個人情報の取り扱い)

第10条 秘密保持と個人情報の取り扱いは以下の通りとする

- (1) 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、訪問看護サービスの提供以外の目的では利用しないものとする。
- (3) 外部への情報提供については利用者またはその家族の同意を予め書面にて得るものとする。

### (苦情申し立て)

第11条 事業所は、利用者またはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講ずるものとする。

### (虐待に関する事項)

第12条 虐待の対象者は高齢者、障害者、児童とする

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止のための定期的な委員会及び研修会の開催
- (5) 訪問看護サービスの提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを通報するものとする。

## (業務継続計画の策定)

第13条 業務計画策定について以下のとおりとする

- (1) 事業所は災害や感染の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする
- (2) 事業所は従業者に対して業務継続計画について周知徹底をするとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (感染予防)

第14条 感染症及び蔓延防止の対策は以下のとおりとする

- (1) 事業所は職員の清潔の保持及び健康管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。
- (2) 事業所は職員及び利用者とその家族の感染症予防及び蔓延しないように措置を講ずるものとする。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的な委員会の開催を行う。また、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

## (健康保険法の訪問看護の利用料)

第15条 (1) 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、その趣旨の理解を得る事とする。料金と自己負担額及びその他利用料（個人実費負担）は別添 利用料金表を参照とする。

## (その他運営についての留意事項)

第16条 (1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為、研究や研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人あんず鍋島と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 訪問看護ステーション にじいろ

## 訪問看護事業サービス重要事項説明書

貴方に対する訪問看護事業サービス提供開始にあたり、契約を締結する前にご注意いただきたい内容を貴方に以下のとおり説明いたします。

### 1. 事業者について

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 事業者の名称     | 社会福祉法人あんず鍋島                     |
| 法人の種類別     | 社会福祉法人                          |
| 代表者氏名      | 石丸 正吾                           |
| 所在地        | 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1              |
| 電話番号/FAX番号 | (0952) 60-8800 / (0952) 60-8801 |

### 2. サービスの提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 事業所の名称     | 訪問看護ステーション にじいろ                 |
| 医療機関コード    | 01, 9026, 2                     |
| 介護保険指定番号   | 4160190239                      |
| 管理者氏名      | 峰松 雅紹                           |
| 事業所所在地     | 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1              |
| 電話番号/FAX番号 | (0952) 60-8800 / (0952) 60-8801 |
| 事業の実施区域    | 佐賀市・多久市・神埼市・小城市・吉野ヶ里町の区域と致します。  |

#### (2) 事業所の目的及び運営の方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 利用者が可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様サービスを提供する事を目的と致します。                       |
| 運営方針  | 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、療養生活を支援し、心身の維持回復を目指して支援致します。 |
|       | 事業の実施にあたっては、かかりつけ医療機関、相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものと致します。  |

#### (3) 営業日、営業時間

|      |   |
|------|---|
| 営業日  | 毎週月曜日より土曜日までと致します。  |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までといたします。<br>但し24時間対応体制加算および緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制で電話等でのご相談および緊急訪問をします。 |

(4) 事業所の職員体制

|       |       |
|-------|-------|
| 管 理 者 | 峰松 雅紹 |
|-------|-------|

| 職員の<br>職種 | 員数 | 常勤 |    | 非常勤 |    | 職務内容  |
|-----------|----|----|----|-----|----|---|
|           |    | 専従 | 兼務 | 専従  | 兼務 |   |
| 管理者       | 1  | 1  | 0  | 0   | 0  | 従業員の管理及び訪問看護ステーションの利用の申し込みに係る調整、業務状況の把握その他管理を一元的に行ないます。 |
| 訪問<br>看護師 | 5  | 2  | 1  | 2   | 0  | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を行ないます。また必要な事務を行ないます。           |

3. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

|                 |  |
|-----------------|--|
| 看護サービスの提供       | 訪問看護サービスの提供に際しては、かかりつけ医療機関の主治医が作成した訪問看護指示書に沿ってサービスの提供を致します。  |
| 看護サービスの内容       | 主治医の指示に基づく診療の補助又は療養上の世話である訪問看護を致します。(病状・障害の観察、洗髪・清拭等による清潔の保持、褥創の予防と処置、カテーテル等の管理、リハビリテーション、ターミナルケア、日常生活の世話、服薬管理・援助、療養生活指導、家族への介護・生活指導、院内他職種との連携、関係機関との連携等を行います。 |
| 問い合わせ又は利用申し込み方法 | 訪問看護の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは電話・文書及び来所により受け付け致します。   |

(2) 具体的取扱い方針

|           |   |
|-----------|---|
| サービスの提供   | 正当な理由なく訪問看護の拒否はしません。但し、通常の業務の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な訪問看護サービスを提供する事が困難な場合は、適当な他の訪問看護事業者を紹介いたします。<br>利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、訪問看護サービスの目標を立て、その目標を達成する為の具体的なサービス内容等の訪問看護計画を変更する事があります。 |
| 受給資格証等の確認 | 訪問看護サービスの提供を開始する際に、健康保険証等の被保険者資格または、生活保護医療券の発行の有無及び自立支援医療(精神通院)や特定疾患受給者証の取得の有無、またそれらに対する有効期間等の確認をさせていただきます。それらを配慮して訪問看護を提供致します。   |

(3) 利用料、その他の費用

|              |  |
|--------------|--|
| 医療保険を適用する場合  | 診療報酬の告示上の額に対し算定(10. 利用料金表参照)<br>(各種健康保険証等に提示されている負担割合に基づく) |
| 適用範囲外の場合(医療) | 当事業所が指定した金額での請求(10. 利用料金表参照)                               |

4. 利用料の請求及び支払方法等について

|      |  |
|------|--|
| 請求方法 | 当該月に提供したサービスに対し診療報酬上および、事業所既定の料金を利用月ごとに当該月の翌月に計算します。<br>上記に係る請求書は、当該月の翌月10日以降に利用者又はご指定のご家族あてにお渡しいたします。 |
|------|--|

|            |   |
|------------|---|
| お支払方法      | <p>原則は佐賀銀行での口座振替となります。サービスを利用した月の翌月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に自動引き落としとなります。口座振替が困難な場合はその都度ご相談ください。</p> <p>ご入金の確認をしましたら、領収書のお渡しを致します。</p> <p>原則として領収書の再発行は致しませんので、ご注意ください。</p>   |
| 利用料の滞納について | <p>利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を滞納した場合において、事業者の支払催告に対し当該月の末日までに金額の支払がなされない場合、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合、金額の支払があるまで利用者に対するサービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。</p> <p>また、前述の一時停止の意思表示を事業者が行った以降より当該月の末日までに全額の支払いがない場合に限り、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合、事業者はこの利用契約を解除することができます。</p> |

## 5. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前にご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日 17 時までには事業所に来所または電話にて申し出てください。
- (2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。
- (3) (2)の事情によりサービス提供ができない場合には他の利用期間又は日時を利用者に提示して協議します。
- (4) 事前(訪問予定日前日 17 時まで)の連絡なく、訪問時に不在の場合や、利用者宅へ訪問したにも関わらずサービスの中止となった場合はその事由が事業所都合でない限り、その際の訪問看護サービスは利用者同意の下にその費用は利用者の自己負担とします。
- (5) 契約者からの利用の中止、変更、追加の連絡に関しては、確実な伝達を行うため、来所、又は電話での受付のみとし、確認時間に時差が出る可能性の高い、FAX 及び、メール・手紙などでのご連絡に関しては行き違いによるトラブル発生を防ぐため受付をしないこととします。

## 6. 苦情・相談の窓口について

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。

|              |   |
|--------------|---|
| 当施設<br>ご利用相談 | <p>苦情受付担当者 錦織 章子<br/>         苦情解決責任者 峰松 雅紹<br/>         ご利用時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分<br/>         ※土曜、日曜、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）<br/>         夏季休暇（8 月 13 日～15 日）を除きます<br/>         ご利用方法 電話 0952 - 60 - 8800<br/>         面接 相談室 苦情箱 施設内に設置</p> |
| 第三者機関        | <p>佐賀中部広域連合 0952-40-1111<br/>         佐賀県国民健康保険団体連合 0952-26-4181</p>  |

## 7. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立ち、各種保険証、受給者証の内容について確認を（間違いを防ぐため写真にて記録し、確認後速やかに消去します）させていただきます。また、それらの内容に変更があった場合は速やかに変更された月内に当事業者までお知らせください。
- (2) 主治医の指示に基づき「訪問看護指示書」が医療機関で作成されます。当該医療機関において費用が発生いたしますので医療機関窓口でお支払ください。交付された指示の内容に沿って利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。  
 なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族に説明を致しますので、その際はご確認をお願いします。

- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当該事業所が行いますが、実際の提供に際し、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 不当行為要求に対し、サービス開始及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断、あるいは当事業所看護職員への危害の恐れがあると判断した場合はいかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただきます、本契約を解除することができます。

- (例)
- ・利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した時。
  - ・利用者が脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い事業者及び事業所の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
  - ・従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為（暴言・暴力・強迫行為など）を行い、合理的範囲を超える負担を要求した時。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) ご契約者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご契約者の個人情報を用いませぬ。また、ご契約者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご契約者のご家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物及び写真データについては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変や事故その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者家族へ連絡し、主治医等関係機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

|         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 利用者の主治医 | 氏 名       |  |
|         | 所属医療機関の名称 |  |
|         | 所 在 地     |  |
|         | 電 話 番 号   |  |

|           |         |  |
|-----------|---------|--|
| 緊急連絡先(家族) | 氏 名     |  |
|           | 住 所     |  |
|           | 電 話 番 号 |  |
|           | 続 柄     |  |

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| その他連絡先 | 氏 名     |  |
|        | 住 所     |  |
|        | 電 話 番 号 |  |
|        | 続柄または所属 |  |

## 10. 利用料金表

価格は「別添」を参照ください

### (留意事項)

- ※ 診療報酬制度の改定や法制度の改正等による価格の変動が発生する場合があります。価格変動の際は都度にご説明をさせていただきます。
- ※ 医療保険対象のサービスにつきましては上記の金額より、健康保険等の割合を乗じた金額がご負担の金額となります。また、自立支援医療（精神通院）の適用可能範囲です。
- ※ 訪問看護は医師の指示のもとに実施されています。ご利用者様のご希望に対し医師が必要と認めた場合に対応可能となります。従って医師の指示がない場合のサービス追加は自費請求となりますのでご注意ください。

訪問看護サービス利用申込書

訪問看護サービス付帯サービス利用申込書

利用者の個人情報の保護に関する同意書

訪問看護サービス等の開始にあたり、重要事項説明書に基づき、利用者に対して重要な事項を説明いたしました。

(事業者)

所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1  
事業者名 社会福祉法人あんず鍋島 訪問看護ステーション にじいろ  
代表者 理事長 石丸正吾  
説明者氏名 \_\_\_\_\_

◇私は、重要事項説明書に基づき、事業所から訪問看護サービス等について説明を受け、サービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

訪問看護ステーションにじいろ 殿

利用者 住所  
氏名 印

利用者の家族 住所  
氏名 印  
続柄

署名代行人  
氏名 印  
続柄  
署名代行理由

## 訪問看護サービス（医療保険）付帯サービス利用申込書

訪問看護サービス（医療保険）利用にあたり、基本サービスに付帯するサービスを以下の通り申し込みます。

- |   |               |
|---|---------------|
| <input type="checkbox"/> <b>24時間対応体制加算</b>  | <b>¥6,520</b> |
| 24時間体制で電話等での相談及び判断状況に応じては緊急訪問を行います。   |               |
| <input type="checkbox"/> <b>精神科緊急訪問看護加算</b>   | <b>¥2,650</b> |
| 急性増悪、終末期、退院直後等の事由により週4日以上頻回な訪問を行った場合。<br>※医師による「特別な指示」が必要となる場合があります。                            |               |
| <input type="checkbox"/> <b>長時間精神科訪問看護加算</b>  | <b>¥5,200</b> |
| 1回の訪問に対して90分を超えた場合（週1回に限り保険適用）<br>※利用に際し、医師による「特別な指示」が必要になります。<br>※週1回を超える場合は超えた訪問に対し、実費請求となります |               |
| <input type="checkbox"/> <b>夜間・早朝訪問看護加算</b>   | <b>¥2,100</b> |
| （夜間）午後6時から午後10時、（早朝）午前6時から午前8時までの訪問に対して加算されます。<br>※1日1回を超える場合は超えた訪問に対し、実費請求となります                |               |
| <input type="checkbox"/> <b>深夜訪問看護加算</b>  | <b>¥4,200</b> |
| 午後10時から午前6時までの訪問に対して加算されます<br>※1日1回を超える場合は超えた訪問に対し、実費請求となります                                    |               |
| <input type="checkbox"/> <b>複数名精神科訪問看護加算</b>  | <b>¥4,300</b> |
| 複数名の訪問看護師による訪問サービスです。<br>※医師による「特別な指示」が必要となる場合があります。  |               |
| <input type="checkbox"/> <b>情報提供療養費1加算</b>  | <b>¥1,500</b> |
| 市町村や保健所等の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化して、総合的な在宅療養を推進します。  |               |
| <input type="checkbox"/> <b>情報提供療養費3加算</b>  | <b>¥1,500</b> |
| 利用者の診療を行っている医療機関が入院する医療機関に対して、文章で紹介するにあたり、主治医等の求めに対して当ステーションも情報を提供することがあります。                    |               |
| <input type="checkbox"/> <b>訪問看護医療DX情報活用加算</b>  | <b>¥50</b>    |
| オンライン資格確認によって、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。                                     |               |
| <input type="checkbox"/> <b>利用しない</b>   |               |

### （同意にあたってのご注意）

- ・訪問看護は医師の指示のもとに実施されています。上記加算においてもご利用者様のご希望に対し医師が必要と認めた場合に対応可能となります。  
従って医師の指示がない場合のサービス追加は自費請求となりますのでご注意ください。
- ・非常に重篤な状態で緊急性があると判断された場合や暴力行為、迷惑行為、器物破損行為が認められる場合で医師の指示があった場合、同意をいただいていない加算に対してのサービスを緊急に施行させていただきます場合があります。
- ・特記事項（※）に特別の定めがない場合、原則として上記金額にご利用者様の健康保険等の割合（1割～3割）を乗じた金額がご負担の金額となります。また、自立支援医療「精神通院」（原則1割負担）の適用可能範囲です。

# 訪問看護ステーションにじいろ

## 訪問看護事業サービス利用契約書

\_\_\_\_様（以下「契約者」という。）と訪問看護ステーションにじいろ（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、健康保険法令の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、第5条及び第6条に定める訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問看護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）等』に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、医療保険利用の場合は主治医の指示に基づき、サービスの必要がある限り有効とします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条（訪問看護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る相談支援事業所サービス等利用計画書、居宅サービス計画または訪問看護指示書が作成されている場合に、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、介護保険サービスを必要と判断した場合、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その際に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問看護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画および訪問看護指示書が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

#### 第5条（医療保険給付対象サービス）

事業者は、医療保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、主治医、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 第6条（医療保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき医療保険給付外サービスとして、医療保険適用外サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者はサービスを医療保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第7条（訪問看護師の交替等）

- 1 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う、看護師、作業療法士の専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問看護師のことであり、事業者が訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### 第8条（サービスの実施）

- 1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき医療保険給付サービスに要した費用について、医療保険において規定されている自己負担額の差額において、契約者に代わって市区町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から医療保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 第6条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は当該月末で締め、当該月の翌月初めに計算を行い銀行引き落とし日前には利用者へ請求書を送配布します。契約者はこれを請求書受取り月の銀行引き落とし日（毎月15日、但し金融機関休業日の場合は翌営業日に自動引き落とし）に支払うものとします。

#### 第10条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日前日17時以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただきます。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者からの利用の中止、変更、追加の申し出に関しては、来所、又は電話での連絡をもって受付とし、確認時間に時差が出る可能性が高く、また、行き違いによるトラブル発生の可能性が高い、FAX及び、メール・手紙による申し出による受付は原則行わないこととします。

### 第 11 条 (サービス内容の変更)

- 1 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

### 第 12 条 (利用料金の変更)

- 1 第 9 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、診療報酬体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 9 条第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う月の前月までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第 13 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを 2 年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

### 第 14 条 (守秘義務等)

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の相談支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第 15 条 (訪問看護師の禁止行為)

訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- 二 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 三 飲酒及び喫煙
- 四 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 五 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

### 第 16 条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第17条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 第18条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第五章 契約の終了

### 第19条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 三 事業所が医療保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 四 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第20条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第12条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合(3カ月以上入院した場合)

### 第21条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第14条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### 第22条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第9条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が、正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合

## 第23条 (精算)

第19条第1項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了または解約の当該月末に締め翌月初めに精算するものとします。

## 第六章 その他

### 第24条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第25条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

当事業者(乙)は、訪問看護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。

|          |      |                               |     |                  |
|----------|------|-------------------------------|-----|------------------|
| 事業者<br>乙 | 所在地  | 〒849-0936 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 583-1 |     |                  |
|          | 名称   | 社会福祉法人あんず鍋島 訪問看護ステーション にじいろ   |     |                  |
|          | 代表者名 | 理事長 石丸 正 吾                    |     |                  |
|          | 電話番号 | (0952) 60 - 8800              | FAX | (0952) 60 - 8801 |

## 利用者の個人情報の保護に関する同意書

社会福祉法人あんず鍋島  
訪問看護ステーション にじいろ 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申込及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関する事で、第三者の個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や相談支援事業所及び居宅介護支援事業所等からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関する事以外で、以下のとおり必要がある場合  
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等  
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）  
※学芸や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

#### 2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

【運営規定】

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 平成28年 | 10月 | 1日  | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 10日 | 施行 |
| 平成30年 | 10月 | 23日 | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 1日  | 施行 |
| 平成31年 | 4月  | 1日  | 施行 |
| 令和3年  | 4月  | 1日  | 施行 |
| 令和4年  | 1月  | 1日  | 施行 |
| 令和4年  | 9月  | 15日 | 施行 |
| 令和4年  | 10月 | 18日 | 施行 |
| 令和5年  | 4月  | 8日  | 施行 |
| 令和6年  | 6月  | 1日  | 施行 |
| 令和7年  | 4月  | 1日  | 施行 |
| 令和8年  | 4月  | 1日  | 施行 |

【重要事項説明書】

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 平成28年 | 10月 | 1日  | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 10日 | 施行 |
| 平成30年 | 10月 | 23日 | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 1日  | 施行 |
| 令和3年  | 4月  | 1日  | 施行 |
| 令和4年  | 1月  | 1日  | 施行 |
| 令和4年  | 9月  | 15日 | 施行 |
| 令和4年  | 10月 | 18日 | 施行 |
| 令和5年  | 4月  | 8日  | 施行 |
| 令和6年  | 6月  | 1日  | 施行 |
| 令和7年  | 4月  | 1日  | 施行 |
| 令和8年  | 4月  | 1日  | 施行 |

【利用契約書】

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 平成28年 | 10月 | 1日  | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 10日 | 施行 |
| 平成30年 | 10月 | 23日 | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 1日  | 施行 |
| 令和4年  | 9月  | 15日 | 施行 |
| 令和4年  | 10月 | 18日 | 施行 |
| 令和6年  | 6月  | 1日  | 施行 |

【利用者の個人情報の保護に関する同意書】

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 平成28年 | 10月 | 1日  | 施行 |
| 平成30年 | 3月  | 10日 | 施行 |
| 平成30年 | 10月 | 23日 | 施行 |
| 令和4年  | 9月  | 15日 | 施行 |
| 令和4年  | 10月 | 18日 | 施行 |

## (別添) 訪問看護ステーションにじいろ利用料金表

(医療保険サービス利用の場合)

| サービス種別                 |                                    | 金額                |         |
|------------------------|------------------------------------|-------------------|---------|
| 医療<br>保<br>険<br>対<br>象 | 精神科訪問看護<br>基本療養費                   | 週3日まで             | 5,550円  |
|                        |                                    | 週4日以降             | 6,550円  |
|                        | 管理療養費                              | 月の初日              | 7,670円  |
|                        |                                    | 2日目以降             | 3,000円  |
|                        | 退院時共同指導加算 (退院時1月につき)               |                   | 8,000円  |
|                        | 在宅患者連携指導加算 (1月につき)                 |                   | 3,000円  |
|                        | ターミナルケア加算                          |                   | 25,000円 |
|                        | 夜間訪問看護加算 (午後6時から午後10時まで)           |                   | 2,100円  |
|                        | 早朝訪問看護加算 (午前6時から午前8時まで)            |                   |         |
|                        | 深夜訪問看護加算 (午後10時から午前6時まで)           |                   | 4,200円  |
|                        | 難病等複数回訪問加算                         | 2回/日訪問            | 4,500円  |
|                        |                                    | 3回以上/日訪問          | 8,000円  |
|                        | 複数名訪問看護加算 (訪問する職員の職種によって料金が異なります。) |                   | 4,500円  |
|                        | 精神科緊急訪問看護加算                        | 1日1回              | 2,650円  |
|                        | 長時間精神科訪問看護加算                       | 週1回に限り            | 5,200円  |
|                        | 24時間対応体制加算                         | 月1回               | 6,520円  |
|                        | 特別管理加算                             | 月1回               | 2,500円  |
|                        | 訪問看護医療DX情報活用加算                     | 月1回               | 50円     |
| 特別管理加算 (重症度等患者)        | 月1回                                | 5,000円            |         |
| 医療保険対象外<br>自己負担額       | 超過時間活動                             | 90分超より30分毎に1,000円 |         |
|                        | 支払い証明書                             | 1枚につき2,000円       |         |
|                        | 嚥下補助食品                             | 実費                |         |
|                        | オムツ等                               | 実費                |         |
|                        | その他項目外のサービス                        | 実費                |         |

(令和7年4月1日 現在)

(留意事項)

- ※ 診療報酬制度の改定や法制度の改正等による価格の変動が発生する場合があります。価格変動の際は都度にご説明をさせていただきます。
- ※ 医療保険対象のサービスにつきましては上記の金額より、健康保険等の割合を乗じた金額がご負担の金額となります。また、自立支援医療（精神通院）の適用可能範囲です。
- ※ 訪問看護は医師の指示のもとに実施されています。ご利用者様のご希望に対し医師が必要と認めた場合に対応可能となります。従って医師の指示がない場合のサービス追加は自費請求となりますのでご注意ください。

訪問看護ステーション にじいろ  
緊急連絡先

利用者氏名： \_\_\_\_\_ 様

【 連絡先 】

**0952-60-8800**